

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 8件

岡山厚生年金 事案 243

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月 1 日から 49 年 9 月 1 日まで

昭和 45 年 5 月 1 日から 49 年 9 月 1 日まで A 社に勤めて厚生年金保険に加入していたが、同期間については、脱退手当金を受給していると社会保険事務所から回答を受けた。会社からは、脱退手当金も退職金ももらっていません。申立期間について、年金受給額に反映される期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の申立人の被保険者原票の前後で管理されている女性 25 名のうち、申立人以外に脱退手当金の支給記録がある者は無く、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを示す「脱」表示は無い。

さらに、脱退手当金として支給されたとする額(26,122 円)は、法定支給額(24,462 円)と著しく相違(1,660 円)しており、脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さがうかがえる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

岡山厚生年金 事案 244

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA公団(現在は、B研究所。以下同じ。)C支所(D市)における資格取得日に係る記録を昭和35年5月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月30日から同年7月1日まで
厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に照会したところ、A公団に継続して勤務していたにもかかわらず、E事業所からC支所(D市)へ転勤した時期に加入期間に空白が生じており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A公団から提出された履歴書及び同僚の証言から判断すると、A公団に継続して勤務(昭和35年5月にE事業所からC支所(D市)へ転勤)し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和35年7月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

岡山厚生年金 事案 245

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社。以下同じ。)C工場における資格喪失日に係る記録を昭和43年11月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月16日から同年11月16日まで
厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に照会したところ、A社に昭和39年4月から平成5年9月まで継続して勤務していたにもかかわらず、C工場からD支社へ転勤した時期に加入期間に空白が生じており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び退職証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和43年11月16日にC工場からD支社へ転勤)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年10月の社会保険事務所の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は厚生年金保険被保険者資格喪失届における資格喪失日を昭和43年10月16日として誤って届け出たため、同年10月の保険料を納付していないとしており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岡山厚生年金 事案 246

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 20 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正する必要がある。

なお、申立期間の標準報酬月額は、90 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 10 月 1 日から 21 年 4 月 1 日まで

昭和 19 年 4 月に A 社(現在は、B 社。以下同じ。)に入社し、平成元年 7 月 31 日まで引き続いて勤務した。しかし、昭和 20 年 10 月 1 日、C 事業所から D 事業所に転勤したにもかかわらず、資格取得日が 21 年 4 月 1 日となっており、加入期間に空白が生じていることについては、納得できない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された勤務証明書から、申立人が申立期間について、A 社に勤務(昭和 20 年 10 月 1 日 C 事業所から D 事業所に転勤)していたことが確認できる。

また、社会保険事務所の保管する申立人の被保険者原票には、申立人の資格取得日が申立てどおりの昭和 20 年 10 月 1 日となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 20 年 10 月 1 日に資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の標準報酬月額から 90 円とすることが妥当である。

岡山厚生年金 事案 247

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA公団(現在は、B研究所。以下同じ。)C支所における資格取得日に係る記録を昭和38年3月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年3月25日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に照会したところ、A公団に継続して勤務していたにもかかわらず、D支所からC支所へ転勤した時期に加入期間に空白が生じており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A公団から提出された履歴書から判断すると、申立人がA公団に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

申立人は、昭和38年3月はC支所において勤務していたと証言していることから、厚生年金保険の資格取得日は3月25日であったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年4月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月1日から同年9月30日まで

昭和51年に同僚と一緒にA社からB社に移籍した。同僚のA社の資格喪失日は昭和51年10月1日となっており、厚生年金保険が継続しているのに、自分の資格喪失日は9月1日となっており、空白が生じているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社の保管している覚書及び申立人と一緒に移籍したB社職員の証言等から、申立人は、A社からB社に移籍し、継続して勤務していたものと認められる。

また、当該覚書により、申立人を含め19名が同一時期に一体でA社からB社に移籍していることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人を除く18名は、厚生年金保険の加入記録が継続している。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年8月の社会保険事務所の被保険者記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から50年12月まで
昭和53年11月ごろに、市役所から国民年金の加入や納付に関する通知書が届き、市役所(支所)へ加入手続に行った記憶がある。その時の通知書の内容から、加入前の期間の保険料をまとめて払えば、納付済みになることを知った。保険料を納付するために妻の父から30万円をもらい受け、社会保険事務所の窓口で申立期間の保険料を支払ったはずなのに、51年1月から同年3月までの3か月分だけ納付済みとなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人は申立期間について、昭和54年3月ごろに社会保険事務所の窓口で30万円を持参して納付したと述べているが、申立期間の保険料を特例納付によりまとめて納付した場合の実際の納付金額は約70万円であり、申立人の主張とは大きく相違する。

さらに、市の国民年金被保険者名簿の記録によると、申立人の加入手続が行われた昭和53年11月1日の日付で「昭和51年1月から同年3月までの期間は、特例納付の期間中に必ず納付する」旨の記載があり、加入手続が行われた53年まで国民年金に未加入であった申立人が51年1月以降の保険料を納付することによって、将来、国民年金の受給権を取得できるよう市が指導したことがうかがえる上、申立人については、加入以後の昭和51年度及び52年度に係る過年度納付(昭和54年3月13日納付)についても記憶は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年5月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月から58年12月まで

私が大学を卒業した昭和54年4月ごろに、母が役場で国民年金の加入手続を行い、20歳にさかのぼって3年分（昭和51年5月から54年3月まで）の保険料を納付したと母から聞いた。年金手帳に昭和51年5月3日と記載されているのはそのためだと思う。この記載が54年4月1日と訂正されているのは、実際に納付した時期と勘違いしているとしたか考えられない。その後は定期的に町内の人が集金に来ていたので、両親の分と一緒に私の保険料を納付していたと母が記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母は、「保険料を納付したのは自分たち夫婦二人分の保険料であったか、申立人及びその妻を含めた4人分の保険料であったかは定かでない」としているなど、記憶が曖昧である上、申立人自身は加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、申立期間における国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和60年10月17日に職権により払い出されたことが確認でき、その時点では、申立期間の大半は時効により納付できない期間であり、申立人について別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、「大学を卒業した昭和54年4月ごろに、母が役場で国民年金の加入手続を行い、20歳にさかのぼって3年分（昭和51年5月から54

年3月まで)の保険料を納付したと母から聞いた。」と述べているところ、申立期間当時においては、大学在学期間は、制度上、国民年金の任意加入被保険者期間となることから、申立人が、昭和54年4月時点で大学生であった20歳にさかのぼって国民年金に加入し、保険料を納付することはできない上、申立人の母がさかのぼって納付したと記憶する保険料額(20~30万円ぐらい)も実際の保険料額(約10万円)と大きく相違する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から51年3月まで

申立期間当時は、地区に年金組合があり、婦人会で順番に集金して年金組合の代表者に持って行き、その代表者が市役所に納付していた。私自身も義母も保険料の集金をしたことがあり、私たち夫婦が保険料を納めていないとは考えられない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の妻と連番で昭和54年1月18日に払い出されており、その時点においては、申立期間の一部は時効により納付できない期間であるため、その期間の保険料を納付するためには特例納付によりまとめて納付するほか方法は無いが、申立人は既に死亡している上、申立人の妻にはその記憶が無い。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の昭和41年9月から43年1月までの国民年金保険料については、55年に特例納付により納付されていることが確認されることから、この期間の保険料は年金組合の集金により納付することはできないが、申立人の妻は、この期間の保険料についても年金組合の集金で納付したと述べ、特例納付により納付したとする主張は無い上、申立期間を含め41年9月から52年3月までの期間については申立人の妻も保険料が未納となっている。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料として申立人の妻から提出された「家計簿」には、昭和46年7月28日の欄に「年金3,300円」及び46年10月17日の欄に「年金、水道、薬屋10,000円」の金額

が記載されているが、「家計簿」に記載があるのは両日のみである上、46年当時の保険料額とも相違しており、ほかに申立期間を通して集金により保険料を納付したことを示す関連資料は無い。

加えて、集金に携わっていたとする申立人と同じ地区に住んでいる住民の証言等からは、年金組合があったことは確認されるものの、8年以上の長期間に及ぶ申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から47年3月まで

昭和48年ごろに公民館で説明会があり、国民年金保険料をさかのぼって納められることを聞いて、毎月納めていた保険料とは別に納付した。さかのぼって納付した期間や金額等についてはよく覚えていないが、納付書に現金を添えて金融機関の窓口で納付したと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、「昭和48年ごろに国民年金保険料をさかのぼって納められることを聞いて納付した」と述べているところ、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、49年11月15日であることが確認できる上、申立人が保存していた通知書（「国民年金の年金相談・未納保険料について」）によると、50年10月14日に、未納保険料（昭和40年度から47年度までの未納期間87か月、金額7万8,300円）に係る納付説明が行われたことが確認されることから、50年10月時点までは申立期間の保険料は未納であったことが推認され、申立人の記憶と相違する。

さらに、申立期間の保険料を納付するには、特例納付（第2回特例納付実施期間：昭和49年1月から50年12月まで）により納付するほか方法は無いが、申立人に聴取しても昭和50年10月14日に公民館で納付説明を聞いてから同年12月末までに納付したとの記憶も無く、ほかに申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から56年3月まで
申立期間について、社会保険と国民年金の二重掛けなので保険料を返してほしい。

第3 委員会の判断の理由

本件申立ては、申立期間に係る社会保険と国民年金の二重加入による記録訂正を求めるものとして社会保険事務所が受付を行っている。

しかし、申立人から事情聴取を行ったところ、申立人が昭和45年1月から加入している政府管掌健康保険と申立期間当初の51年から加入していた当時の同居人に係る国民健康保険との二重加入についての申立てであることが判明し、申立人は、当時、申立期間の国民年金保険料を納付していなかったことを認めている。そのほかに申立期間について申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は存在しないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、年金記録確認第三者委員会は、当時国民年金保険料を納付していたか否かを踏まえて申立人の年金記録の訂正の要否を判断するものであり、健康保険についての判断をすることはできない。

岡山厚生年金 事案 248

第1 委員会の結論

①の期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

②の期間について、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年9月1日から27年7月10日まで
② 昭和27年7月10日から28年12月30日まで

昭和26年8月から昭和28年9月までの厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に照会したところ、①の期間については加入記録が無く、②の期間については脱退手当金を受給しているとの回答を受けた。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無く、加えて、加入期間についてももう少し長く勤務しているので、脱退手当金の受給記録を取消し、加入期間を復活してほしい。

第3 委員会の判断の理由

①の期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人が申立期間当時一緒に勤務していたと主張している同僚は、「申立人は、自分の入社日(昭和25年7月)から約2年後に入社している」と証言していることから判断すると、同証言から考えられる申立人の資格取得日は、厚生年金保険の加入記録とほぼ一致している。

さらに、当該事業所は解散していることから、人事記録等申立てに関する資料は確認できない。

加えて、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立期間において、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

②の期間について、社会保険業務センターが保管している厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から11か月後の昭和29年11月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人が「当該事業所で社会保険の諸手続をしていた」と供述していること及び申立てに係る脱退手当金が通算年金制度発足前に支給されたこととなっていることから判断すると、申立人が脱退手当金の請求を行ったと考えることが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 249

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 11 月から 37 年 10 月 31 日まで
② 昭和 49 年 3 月から 51 年 8 月 31 日まで

厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所へ照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していないとの回答を受けた。

申立期間については、A社(①の期間)及びB社(②の期間)に勤務しており、給与から厚生年金保険料が天引きされていたこと及び保険証を持っていたことなどを記憶しているため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

①の期間については、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書を確認したところ、申立人の氏名は記載されていないと回答している。

②の期間については、当該事業所の厚生年金保険の新規適用年月日は、51年6月1日であり、申立期間の大半の期間は厚生年金保険の適用事業所ではない。加えて、事業主(後継会社)は、書類を保存していないことから、人事記録等申立てに関する資料は確認できない。

また、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票には申立期間において、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 250

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 2 月から 61 年 8 月まで
厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所へ照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していないとの回答を受けた。
申立期間については、A社で魚の加工の仕事に従事しており、給料から厚生年金保険料が天引きされていたように思う。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人の記憶する女性の同僚についても当該事業所における厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、申立人は、申立期間中、国民年金の保険料の免除を受けている。

加えて、雇用保険の加入記録によれば、申立人は、申立期間中、雇用保険の被保険者とはなっていない上、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る被保険者原票には申立期間において、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 251

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月31日から35年9月30日まで
申立期間については、A社に勤務していたことは確かであり、厚生年金保険の加入に関して社長に対し要求した結果、全従業員が厚生年金保険に加入することとなったことを同僚が覚えているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、A社の厚生年金保険の新規適用年月日は、31年1月1日であり、それ以前は厚生年金保険の適用事業所ではない。

さらに、申立人の後輩が「申立人は、私がA社に入社する前に退社している」と証言していること及び後輩の当該事業所における厚生年金保険の資格取得日と当該事業所の新規適用年月日が同一日とであることから判断すると、申立人は当該事業所の新規適用日以前に同社を退職していたと推認される。

加えて、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立期間において、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 252

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年7月から29年4月まで

昭和21年7月からA社に復職し、37年12月に退職するまで、継続して勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者とはなっていない。病気で通院治療していた為、健康保険証を所持していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の加入記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間当時一緒に勤務していたと主張している同僚も当該事業所において厚生年金保険には加入していない上、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和21年から29年の約8年間に及ぶ申立期間中において、当該事業所の関係者から「申立期間中に入社した者が複数いる」との供述があるにもかかわらず、当該事業所で厚生年金保険の資格を取得したものは、1名しか存在しないことが確認できる。

さらに、上述の被保険者名簿には申立期間において、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。

加えて、当該事業所は、解散していることから、人事記録等申立てに関する資料は確認できない。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 2 月 1 日から同年 12 月 28 日まで
② 昭和 39 年 11 月 1 日から 48 年 11 月 21 日まで

申立期間について社会保険事務所で確認したところ、脱退手当金が支給されており、年金額の計算に算入されないとの回答を受けた。申立期間について、脱退手当金を請求した憶えも無いし、受給した記憶も無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る②の事業所の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「49/1脱」（昭和 49 年 1 月）の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 月後の 2 月 8 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間②の事業所の総務担当者は、「請求手続については関与していないが、退職時に脱退手当金に関する口頭説明を行っていた。」と証言している。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 40 年 9 月まで

申立期間について社会保険事務所に照会したところ、脱退手当金が支給されているとの回答を受けた。退職時に脱退手当金の申請をした記憶は無く、結婚式（昭和 40 年 11 月 13 日）後転居している上、受給した記憶も無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の氏名が記載されている健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後の昭和 40 年 12 月 25 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 10 月から 35 年 2 月まで
昭和 34 年 10 月から 37 年 2 月までの冬の期間のみ、A 公社（現 C 産業）B 工場で働き、当時の同僚とけんかをしながらも働いた。入社当時に発行された厚生年金保険被保険者証は無くし、現在所持している厚生年金保険被保険者証は、新たに発行してもらったものである。申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細などの資料は無い。

また、社会保険事務所の保管する厚生年金保険記号番号払出簿によると、昭和 36 年度は申立人の名前があるが、34 年度は無い。

さらに、社会保険事務所が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険旧被保険者名簿によると、申立期間において、申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番も無い。

加えて、当時の同僚は、昭和 34 年当時の具体的な記憶が無く、かつ、当該事業所は、書類を保存していなことから、人事記録等申立てに関する資料は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。